

# 農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン (Ver. 8)

初版作成日：令和2年5月14日  
最終改定日：令和4年11月17日  
公益社団法人大日本農会

- ・ 本ガイドラインは、農業者や雇用従業員、集出荷施設等で作業に従事している者、関係事業所で事業を行う者等（以下「農業関係者」という。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、感染拡大防止を前提として、農業関係者の業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものである。
- ・ 令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされた。
- ・ 公益社団法人 大日本農会では、従前よりガイドラインに基づく感染拡大の予防と業務継続に取り組んできたところであるが、令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「「Withコロナに向けた政策の考え方」に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこと」とされたことを踏まえ、本ガイドラインの内容の見直しを行うこととした。
- ・ なお、本ガイドラインは感染状況等に応じて随時見直しを行う。

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染だが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症状の者から感染する可能性もある。
- ・ こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件（以下「三つの密」という。）のいずれかに該当する場面では一定の感染リスクが避けられないことから、三つの密のいずれも避けることが重要であるため、以下の取組を行う。

#### 【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）
- ・「感染拡大防止のための効果的な換気について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）
- ・マスクの着用について（厚生労働省HP）
- ・「水際対策」（厚生労働省HP）

(1) 農業関係者は、次に掲げる感染予防策を実施する。

① 体温の測定と記録

② 以下のいずれかに該当する場合、4で検討した連絡窓口への連絡と自宅待機の徹底

- ・ 発熱などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であると保健所等から判断された場合

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、4の連絡窓口へ連絡の上、受診・相談センターやかかりつけ医などへの相談や、抗原定性検査キットを用いたセルフチェックを行う。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

（※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方  
方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ず受診・相談センターやかかりつけ医への相談や、抗原定性検査キットを用いたセルフチェックを行う。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに相談する。

- ・ 抗原定性検査キットによるセルフチェックの結果が陽性であった場合は、受診・相談センターや医療機関への相談を行う。なお、65歳未満の重症化リスクの少ない者であって症状が軽い場合は、抗原定性検査キットによるセルフチェックの陽性の結果を、地域の健康フォローアップセンター等に連絡する。

④ 職場における感染予防・健康管理の実施

- ・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する職場ルールを徹底する。
- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、高齢者など重症化リスクが高い場合は速やかに発熱外来を受診する。それ以外の場合は従業員の同意を得て、抗原定性検査キットを活用した検査を検討する。
- ・ 抗原定性検査キットでの検査結果が陽性であった場合は、速やかに健康フォローアップセンター等に登録し、自宅等で療養する。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診する。
- ・ 抗原定性検査キットの購入にあたっては、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、国が承認した抗原定性検査キットを用いることが必要なことから、具体的な手順や購入申込先リスト等については、下記URLを参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

(令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」)

- ⑤ 作業場・事務所等の屋内で作業をする場合はマスクの着用が推奨されるが、人との距離(2メートルを目安)が保てて、会話をほとんど行わない場合はマスクを着用する必要はない。換気は、機械換気による常時換気や機械換気が設置されていない場合は窓開け換気を行う。窓開け換気を行う場合は、2方向の窓開けが換気効果が大きく、室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度は40%～70%が望ましい。

また、必要に応じ、CO<sub>2</sub>測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし二酸化炭素濃度はおおむね1,000ppm以下(※)を維持することが推奨される。(※機械換気の場合。窓開けの場合は目安。)CO<sub>2</sub>測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可とする。

屋外で作業をする場合のマスクの着用は、季節を問わず原則不要であるが、人との距離(2メートルを目安)が保てず、会話をする場合は着用する。

なお、マスクの着用が推奨される場面においては、十分なマスク着用の効果を得るため、隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。詳細は「マスクの着用について」(厚生労働省HP)もご参照ください。

- ⑥ 作業場・事務所等に飛沫防止用のシートを設置する場合は、以下の点に留意する。

- ・ 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない

ようにする。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。

- ・ 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
- ・ 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

⑦ 作業開始前後やトイレの使用後、作業場や事務所等への入退場時には、石鹸と流水による手洗い、又はアルコール等による手指の消毒を行う。また、作業服等は、使用後洗濯し、完全に乾かしたものを使用する。また、トイレにおいては共有のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参する。

⑧ 通常の清掃に加えて、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところや、作業用はさみ等の共用する道具の拭き取り清掃を行う。

ごみ捨てにおいては、鼻水、唾液などが付いたごみは、直接触れないようビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを捨てた後は必ず石けんと流水で手を洗う。

⑨ 寮、休憩スペース、更衣室を設置している場合や車両で移動する場合、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ・ 休憩スペース、更衣室に一度に入室する人数を減らす。
- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合は必ずマスクを着用する。
- ・ クラスター発生の要因となる感染防止対策を行った場所以外での飲食は行わない。
- ・ 寮、休憩室は間隔を空けた座席の配置をし、真正面に対座する座席配置を回避するほか、アクリル板やパーテーション等の設置を実施する。
- ・ 窓やドアを定期的にかけるなど、室内の換気を実施する。特に、休憩スペースは、常時換気とする。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ・ 車両での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記の対策に留意する。

⑩ その他、従業員に対しては、疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること、従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど感染予防や健康管理を行う。また、ワクチン接種については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

⑪ 不特定の利用者が来場する観光農園を営んでいる場合には、別途整備されている「観光農園（収穫体験）における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」（農のふれあい交流経営者協会）についても参照する。

⑫ 農業関係者においては、会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合にはオンラインでの実施も検討する。対面での開催とする場合は、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること等に注意する。会食を行う場合は、自治体の要請に従うよう協力する。また、農業従事者等に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を周知するなどの取組を行う。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### (1) 患者発生の把握

農業関係者は、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、4で検討した支援体制のグループ内に感染者が確認されたことを連絡する。

### (2) 同一世帯内で感染者が発生した場合の対応

農業関係者は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間出勤を停止（2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能）する。

### (3) 事業所内で感染者が発生した場合の対応

農業関係者は、感染者と接触（※発症2日前から）があった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者（高齢者など重症化リスクの高い者）との接触やハイリスク者が集まる施設の訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等リスクの高い行動を控える。

なお、感染者との会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる。

#### 【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（国立感染症研究所感染症疫学センター令和3年11月29日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 感染者が発生した場合の作業場・事務所等の消毒の実施

- （1）農業関係者は、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」等で推奨される消毒・除菌方法により実施する。
- （2）一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はない。

### 4. 業務の継続

#### （1）農業者における業務の継続

農業関係者は、農業者や雇用従業員（以下「農業者等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するため、以下の対応をあらかじめ検討・構築する。また、関係機関と連携の上、円滑な営農継続に向けて、必要に応じて市町村から助言・協力を得ながら進める。

- ① 農業者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、生産部会等の農業者の集団や集出荷事業者等を共有する集団、農業法人等の関連グループに属する農業者の場合はそのグループ内等を基本に、営農継続のための支援体制を構築する。
- ② 支援体制の構成員は、営農継続のために以下について検討し、必要な準備を行う。

【業務継続のための検討事項】

- ① 農業者集団内及び農業団体等による支援体制の整備
  - ・責任者、担当者の選定
  - ・農業者、農業団体等関係者との連絡窓口設置等の連絡体制の構築
- ② 感染者等の把握と情報共有
  - ・発生した際の連絡体制の構築（農業者、農業団体、保健所、行政等）
  - ・発生時における農業者からの速やかな連絡の要請
  - ・保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の自宅待機期間の把握等）
- ③ 作業場・事務室等の速やかな消毒
  - ・消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
  - ・消毒実施要員の確保
  - ・消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④ 事業継続のための支援
  - 代替要員の確保
    - ・代替要員リスト（近隣・グループ内農業者、農協職員、地方自治体職員等）の作成
    - ・代替要員による必要な作業の明確化、優先順位付け、作業方法の作成
    - ・代替要員の感染防止手段の提示
    - ・代替要員と感染者との接触防止措置（感染者の農場内立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
  - 代替要員が確保できない場合の措置
    - ・ほ場等の最低限の維持管理方法の検討

③ 上記検討事項④の事業継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意する。

ア 可能な限り感染者との部屋を分離することとし、分離できない場合には、仕切りを設けるなどを行う。

イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定する。

ウ マスクを正しく着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、また、マスクの表面には触れないようにする。マスクを外した後は必ず石けんで手洗いする。

エ 適度な頻度による石けんでの手洗い又はアルコール消毒を実施する。

オ 定期的に換気をする。

カ 手で触れるドアの取っ手などの共用部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きする。また、トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤で適度に消毒する。

キ 汚れたリネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにする。

ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

## (2) 作業場・事務所等における業務の継続

農業関係者は、作業場・事務所等において作業従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、作業場等の速やかな消毒、作業代替要員の確保、作業工程や動線の変更等、事業の継続に向けた体制を検討・構築する。

### 【業務継続のための検討事項】

- ① 事務所における体制の整備
  - ・ 責任者、担当者の選定
  - ・ 組織内部での連絡体制の構築
- ② 感染者等の把握と情報共有
  - ・ 発生した際の関係機関等（上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
  - ・ 発生時における関係機関等からの速やかな連絡の要請
  - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③ 作業場・事務所等の速やかな消毒
  - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握、消毒の手順の作成
  - ・ 消毒実施要員の確保
  - ・ 消毒実施者の感染防止手段の提示
  - ・ 出入りした作業場等の場所、人との接触状況等の聞き取り

### 参考となる情報

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年10月2日）  
（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 MERS感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）（一般社団法人日本環境感染学会）
- 6 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと  
～8つのポイント～（令和2年3月1日版）（厚生労働省HP）
- 7 人との接触を8割減らす、10のポイント（厚生労働省HP）
- 8 『新しい生活様式』の実践例（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）
- 9 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（内閣官房HP）
- 10 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 11 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁）



特設ページ）（厚生労働省HP）

- 12 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省HP）
- 13 新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえた熱中症予防のポイント（厚生労働省HP）
- 14 「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特長を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 令和4年7月22日一部改正）
- 15 「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡 令和4年9月22日最終改正）
- 16 「感染拡大防止のための効果的な換気について」（新型コロナウイルス感染症対策分科会 令和4年7月14日）
- 17 マスクの着用について（厚生労働省HP）
- 18 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（事業主向け）（厚生労働省HP）

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授